

## 会社更生法84条1項による調査報告書（要旨）

### 1 更生会社の概要

- ① 商号 トミヤアパレル株式会社
- ② 本店 東京都港区南青山四丁目1番6号
- ③ 設立 昭和18年12月22日
- ④ 資本金 42億5868万6375円
- ⑤ 株主 1787名
- ⑥ 事業所 大阪支店、札幌営業所
- ⑦ 従業員 142名（開始決定日現在）
- ⑧ 事業内容 衣料品（主にワイシャツ）の製造販売業
- ⑨ 子会社 国内10社（工場7社、物流1社、その他2社）  
海外 4社（工場3社、その他1社）

### 2 更生会社の沿革

昭和18年に設立されたマルシン布帛製品有限会社（昭和42年に株式会社  
に組織変更）が、昭和44年にパインシャツ株式会社を、昭和62年10  
月にトミヤアパレル株式会社を吸収合併（その際現商号に商号変更）し、平  
成3年6月に大阪証券取引所市場第二部に上場をし、現在に至る。

### 3 会社更生手続開始の申立てに至った事情

更生会社は、国内有数のシャツ製造、販売業者として認知されてきたが、  
生産工場の海外移転の過程における生産体制の過剰から、過剰在庫を抱える  
ようになった。このような過剰在庫は、平成20年ころより更生会社の資金  
繰りを圧迫するようになった。更生会社は、金融機関からの融資を受けて資  
金難を乗り切っていたものの、平成20年11月に、市中の商工ローン業者  
に受取手形を割引に出したことから、信用不安を招くこととなった。

当該信用不安により、平成21年2月にかけて、大口仕入先から、倉庫に保管している全商品を対象とする集合動産譲渡担保の設定、更生会社の全在庫商品の売却（但し、代金の決済は、大口仕入先売掛金との相殺）、取引条件の現金支払いへの変更等を求められ、更生会社は取引継続のためにこれを応諾した。

一方で、別途更生会社が支援を要請していた金融機関が、上記の大口仕入先に対する担保設定等を知るに至り、支援要請を拒絶されたため、更生会社は、資金繰りの目処が立たなくなったため、平成21年2月26日、会社更生手続開始の申立てを行うに至った。

#### 4 保全管理命令から更生手続開始決定までの経緯

(1) 会社更生手続開始の申立てを受け、同日、東京地方裁判所より、保全管理命令が発令され、弁護士佐藤順哉が保全管理人に選任された。保全管理人は、直ちに裁判所の許可を得て、弁護士4名を保全管理人代理及び補佐に選任して、保全管理人団を組成した。保全管理人団は、従業員、債権者、取引先等に保全管理の趣旨を説明し、保全管理について理解と協力を求めるとともに、組織体制・稟議体制の構築、取引再開交渉等の保全管理業務を速やかに行った。

(2) 保全管理人による保全管理の遂行並びに会社の業務及び財産の状況にかかる調査結果を受け、東京地方裁判所は、平成21年3月31日、更生手続開始の決定をし、保全管理人であった弁護士佐藤順哉が管財人に選任された。管財人は、直ちに裁判所の許可を得て、弁護士4名を管財人代理に選任し、公認会計士2名に更生会社の財産評定及び決算作業を委嘱して管財業務を開始した。

#### 5 更生会社の業務及び財産に関する経過及び現状

(1) 業務に関する経過と現状

カジュアル衣料品について先物の受注が難航していたり、百貨店向け既製ドレスシャツの販売について、一部商品仕入れに円滑さを欠いていたりするものの、更生会社の主力である専門店、量販店向けドレスシャツの製造販売事業を中心に概ね順調に推移している。

ブランドライセンス契約についての継続、非継続の判断、条件見直し交渉等や、外注先に保管されている商品在庫の留置権解放交渉等も順次行っている。

生産過剰体制の整理・集約のため、一部の国内工場の閉鎖を決定し、閉鎖作業に着手するとともに、さらなる集約、効率化の検討を進めている。

社内体制に関しては、管財人において再生会議を開催し、問題点を把握し、業務に関する意思決定を行っているほか、稟議について全件管財人団において決済する体制を整えた。また、公認会計士の指導を受けて、資金管理、経理作業、決算作業を行っているほか、これまで不十分であった管理会計構築の検討を進めている。

## (2) 財産に関する経過と現状

更生会社の開始決定時における資産及び負債の状況は、開始決定日貸借対照表（別表1）記載のとおりであり、大幅な債務超過の状況にある。なお、会社更生法に基づく資産及び負債の確定は、今後の財産評定及び債権調査による。資金繰りについては、現時点においては特段の問題点はなく、順調に推移している。更生手続開始決定後、取引のための常務にかかる商品の製造、仕入、販売等の他は、特段の財産の取得は行っていない。遊休資産については順次処分する予定である。

- 6 会社更生法第99条1項の規定による保全処分または同法第100条1項に規定する役員等責任査定決定を必要とする事情の有無  
現時点においては、なお調査中である。

## 7 更生の必要性、見込み及び今後の課題

更生会社は、消費者に対し良質なワイシャツを供給してきた日本有数のシャツメーカーであり、取引関係者も多岐に亘る。事業を継続することにより債権者の利益はより大きくなると思料され、更生の必要性は高い。更生会社の収益の状況は既に述べたとおりであるが、今後の事業計画及び更生計画による弁済計画の立案如何、並びに、支援企業・金融機関の支援方法如何により、弁済原資を確保でき、事業を維持しての更生は可能であると思料する。

また、更生会社は未だ財産評定前であるが、大幅な債務超過であり、破産に至った場合は、一般債権者への配当可能性はほとんどないものと予想される。管財人としては、かかる事態を避けるべく今後積極的に支援企業を探索し、更生会社の事業の更生と弁済原資の極大化に努める予定である。

以 上



## 別表2

## 損益計算書

'09年1月1日～'09年3月31日

(円)		トミヤアパレル(株)
売上高		4,077,272,283
売上原価		5,557,079,158
売上総利益		▲ 1,479,806,875
(%)		-36.29%
販管費		1,025,336,036
営業利益		▲ 2,505,142,911
(%)		-61.44%
営業外収益	受取配当金	25,789
	仕入割引	3,627,384
	賃貸料収入	6,360,500
	雑収入	18,006,362
	計	28,020,035
営業外費用	支払利息・割引料	31,879,387
	社債利息	2,316,900
	貸与資産減価償却費	5,430,291
	社債発行費償却	1,112,400
	為替差損	123,971,441
	雑損失	15,471,464
	計	180,181,883
経常利益		▲ 2,657,304,759
特別利益	固定資産売却益	420,661
	ゴルフ会員権売却益	4,042,858
	固定資産圧縮積立金戻入益	20,483,269
	計	24,946,788
特別損失	投資有価証券評価損	15,774,294
	投資有価証券売却損	68,990,708
	貸倒引当金繰入額	401,088,555
	出資金評価損	5,597,458
	前期損益修正損	45,834,309
	雑損失	3,337,200
	遅延利息	17,248,701
	自己株式評価損	115,468,678
	ヘッジ損失精算損	594,030,719
	評価損失引当金繰入額	2,587,039,231
	計	3,854,409,853
税引前当期純利益		▲ 6,486,767,824
	法人税	8,570
	住民税	2,001,423
	法人税等調整額	▲ 13,039,387
当期純利益		▲ 6,475,738,430